

相 談 事 例

ID : 01-02-035

相談タイトル

解約予定の工事請負契約があるなかでの他の請負契約締結について

Q：ご相談内容

ハウスメーカーとの工事請負契約を解約予定しているが、解約前に他の請負契約を締結しても大丈夫か。ハウスメーカーに解約を申し入れたが、解約関係の書類作成に2～3ヶ月かかると言われている。合意はできているので、他の契約をすすめても良いか。法的に問題はないか。

A：回答

現契約の解約について合意ができているのであれば二重契約にはならないと考えますが、法的にというよりも、スムーズな契約解除という点で、トラブルにならないように注意が必要だと思います。
解約にかかる書類の作成に何故それほどの時間がかかるのか、ハウスメーカー側の営業担当者だけでなく、決定権のある上司の方も交え、時間がかかる理由の説明を受け、可能であれば、期限を決めて解約の書類を作成するよう取り決められてはと思います。また契約解除にかかる条件についても、「合意」が成立した時点での内容から変更が生じないよう留意する必要があります。